

「屋外広告物」を表示・設置・管理している皆さまへ

屋外広告物による危害防止のため、 「定期的な点検」が義務になります

近年全国的に、適切に管理されていない屋外広告物（※₁）が見受けられ、平成27年2月には札幌市において建物に取り付けられた看板が落下、歩行者を直撃する重大事故が発生したことなどを背景に、屋外広告物の適切な管理がこれまで以上に求められています。

このような状況を受け、国のガイドラインや長野県の条例も一部改正され、飯田市においても、屋外広告物の安全管理の推進と公衆に対する危害を防止するため、「飯田市屋外広告物条例」を一部改正しました。

これにより、屋外広告物の管理者等（※₂）は、日常の補修その他の管理に加え、風雨や経年劣化によって屋外広告物に倒壊・落下のおそれ等が生じないように、「定期的な点検」を行うことが義務となります。

- ※₁ 屋外広告物とは、一般的に次の4つの要件を満たすものを屋外広告物と定義しています。
- ・常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
 - ・屋外で表示されるものであること
 - ・公衆に表示されるものであること
 - ・看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類する物であること
- ※₂ 管理者等とは、屋外広告物又はこれを掲出する物件を表示し、設置し、又は管理する方です。

1 点検の対象

飯田市内すべての屋外広告物が点検の対象です。

2 点検の方法

- (1) 点検時期
屋外広告物を表示・設置・改造した時、及びその後3年以内ごと
- (2) 点検項目
本体及び取付け部の変形・腐食等、ボルト及びビス等のサビ・緩み等、表示面の破損・はく離・汚染・退色・変色等、その他照明等の取付け状態等

3 点検者の資格

広告物本体の高さが4mを超える屋外広告物の点検は、屋外広告士又は飯田市屋外広告物条例施行規則で定める者（建築士、その他）に行わせなければなりません。

4 点検結果の報告

市長から表示・設置の許可を受けている屋外広告物は、許可の更新時に点検結果の報告書を提出する必要があります。（※₃）

※₃ この場合の点検は、許可又は許可の更新の申請前60日以内に行われたものが有効です。

5 一部改正の施行日

平成30年4月1日（※₄）

※₄ 施行日前であっても、倒壊・落下のおそれのある屋外広告物の表示や設置は禁止されています。また、許可不要の屋外広告物は、一部改正の施行後3年以内に点検を実施しなければなりません。

<問い合わせ先>

〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地

建設部 地域計画課 建築指導係

電話：0265-22-4511（内線 3775～3777） F A X：0265-52-1133

Eメール：chiikikeikaku@city.iida.nagano.jp